



歴史

ティリキアンドギビンズ法律事務所の設立は、1893年まで遡ります。当時のシャム王国(現在のタイ国)にヨーロッパ系セイロン人、ウィリアムアルフレッドイリキにより設立されたのが最初です。当時国境周辺で小競り合いが生じ、その時地方知事であったタイ人、プラヨットムアングアングがフランス陸軍将校殺害のかどで告訴されましたが、アルフレッドティリキがこれを弁護、成功を収めました。そしてまさにその時当法律事務所は設立され出発したのです。後年ティリキはタイ国国王陛下より貴族としての称号を授与され、「マハーアマートトープラヤーアッタカーンプラシット」と称されました。さらに後年にはシャム王国第2代司法長官にも任命されております。その後当事務所には、1902年にイギリス人のラルフギビンズが入社し、後に国際控訴裁判所判事に任命されるまで5年間にわたり在職しております。

さらに当法律事務所には1909年から1941年にかけて人のイギリス人が入社、すなわちR.D.アトキンソン、その後S.ブリッグハウス、そしてさらにはヴィクタージェイクィーズの入社を得て、これら3名により社名を変更することなく当法律事務所の経営が続けられました。そしてその全員が、タイ王室や様々なシャム国政府機関に仕えて鋭意助力に務め、さらにはシャム国やその周辺地域で広くその名を知られた多くの企業の企業活動を支援し続けることにより、タイ地域社会では卓越した存在として広くその名を知られるようになったのです。第二次世界大戦中、当法律事務所の伝統はデンマーク人およびタイ人により守り抜かれて来ました。一方ジェイクィーズは第一次世界大戦において将校として輝かしい軍功を残し、これにより極めて名誉ある勲章を授与されておりましたが、さらに1941年インドで再び英国軍に参加、タイ自由化運動付き英国136連隊上級将校に任命され、1944年には准将としてタイに派遣されました。その後ジェイクィーズはバンコクの英国軍司令官として短期間勤務した後、1946年当社に復帰し唯一生き残ったパートナーとして活躍しました。一方アメリカ人のアルバートライマンは、沖縄、韓国、および日本での在留米軍法務局勤務を経た後、1951年にティリキアンドギビンズの経営権を取得しました。彼の妻フリーダリングライマンも同じくアメリカの弁護士でありましたが、後に同じく当社

に入社, 夫妻はその後生涯を通じてタイ社会に重要な貢献を行ってきました。アルバートライマンはタイのアメリカ人協会（現在のアメリカ人商工会議所）を創立、またバンコク証券取引所所在のタイ証券取引所）を設立しその会長の要職も務めました。フリーダリング（現ライマンは障害児のための財団を設立した功績により、1961年には、「最も榮譽あるタイ王国第五等勲位」を授与され、同婦人はプーミポン国王より叙勲を受けた初めての外国人女性となりました。



国際裁判所でプラヨットムアंकアングの弁護に成功したウィリアムアルフレッドティリキ（左端）を描写した壁画



業務内容

当法律事務所の使命はクライアントの個々のニーズに合わせ質の高い法的サービスを提供します。その使命を全うするため、経験豊かな弁護士、カウンセラー、アシスタントの各々がクライアントのニーズを十分に理解し、ご期待にそえるように努力します。また、タイムリーで効果的、かつ費用の掛からない最善の解決策をご提供します。

コマーシャル部門。

銀行金融業務関連。

- 銀行金融関連法。 : 銀行、金融機関設立、プライベートバンキング設立、投資銀行設立、外国為替、外貨送金等々についての法的アドバイス、及び実務代行。
- 金融契約。 : 融資契約、担保設定、質権、保証、シンジケートローン、譲渡、更改、プロジェクトファイナンス、貿易ファイナンス、デリバティブ取引 金融リース、ハイヤーパーチェース契約、等々のに関する法的アドバイスと契約書作成。
- 金融リストラ。 : 債務リストラと構造改革。

- 機関投資。 : 有価証券引き受け業務契約、法的適合性、証券デリバティブ取引等々に関する法的アドバイス。法人サービス関連。
- 会社設立業務。 : 株式会社、有限会社設立、合弁会社設立、タイーアメリカ条約に基づくアメリカ会社設立。
- 契約業務。 : 株式売買、事業資産の売却、合弁会社契約。
- 法人秘書的業務。 : 議事録作成、年間財務諸表作成、株主名簿作成。
- 有価証券。 : 企業買収、株式上場、非公開会社から公開株式会社への転換
- タイ国への投資。 : 情報の提供、アドバイ斯拉イセンス及び
- 許認可取得。 : 地域統括会社および駐在員事務所開設、外国人事業許可取得
BOI関連事業許可申請 IEAT土地使用許可申請、工場建設許可申請、レストラン開業許可申請、倉庫業許可申請、財団法人設立許可申請、NGO設立許可申請、学校法人設立申請。
就業許可書、移民ビザ、永久滞在ビザの申請許可取得。

国際商取引関連。

- 仲裁および調停業務。 : 国際商取引契約に関する仲裁及び調停及びアドバイス。
- 競合に関して。 : 買収合併規制、価格統制、独占禁止等々に関するアンチトラスト法及び競合規制法についてのアドバイス。
- 契約業務。 : 商品売買、貿易、サービス業、マネージメント業、一般商取引、政府契約。
- Eーコマース業務。 : オンライン商取引契約、インターネット取引（タイ国内及び外国）、情報通信関連業務。
- 日系クライアント関連。 : 日系人及び日系法人に関する商取引及び関係官庁への諸申請に関するサービスの提供、そのほか諸案件に関するアドバイス。
- 労務関連。 : 雇用契約、就業規則、労働組合、労働者災害補償、社会保障、退職金引き当て基金、労働争議問題。
- 税務関連。 : 所得税及びその他の税金すなわち個人所得、法人税、印紙税石油所得税、不動産税及び土地税、看板税、関税、物品税、二重課税条約、特別事業税、税金支払い計画。
: 付加価値税、付加価値税支払い計画、および`VAT登録。
- 運輸及び保険関連。 : 航空、陸送及び保険関連。
: 海事（貨物海上輸送、船荷証券、貨物賠償、船舶金融、船舶抵当権、船舶売却および購入、船舶登記、用船契約）。紛争解決、訴訟部門。

紛争解決、訴訟部門。

訴訟関連。 : 国際取引、金融、破産、証券、債権回収、労務問題、建設、運輸不動産、に関する民事および刑事訴訟、ダンピング禁止法、独占禁止法に関わる訴訟、資産調査、判決事項の執行。

調停関連。 : 国際取引および国内取引に係わる訴訟の調停と調停事項の執行。

一般部門。

不動産関連。 : 売却、購入、抵当権設定、賃借、不動産調査および開発。

個人顧客関連。 : 国籍および親族法、結婚、離婚、遺言、遺言の検認、遺産管財。

建設関連。 : 建築許可取得、市街開発事業許可取得。

環境関連。 : 産業公害汚染管理、無公害技術移転、健康、安全性、天然資源および省エネ化、危険物、廃棄物の最小化と処理、環境保護。

ラベル表示、公害汚染者費用負担、企業の環境保全の義務、環境への悪影響評価、森林再生等に関する法的アドバイス。

鉱物資源および

エネルギー関連。 : 鉱物資源、石油、パイプライン建設権、エネルギー民営化、電力供給会社の独立 等に関する法的アドバイス。

知的財産権関連部門。

特許権および商標権部。

特許権及び

デザイン権関連。 : タイ、インドチャイナおよび周辺諸国での特許権、デザイン権の検索と登録、および告訴変更届け、年間費支払い、異議申し立て、放棄、監視、特許契約書の登録。

商標権関連。 : タイ、インドチャイナおよび周辺諸国での商標権の検索と登録、および 変更届、更新、異議申し立て、放棄、監視、商標権契約書の登録。

ジオグラフィカル的

表示(GI)関連。 : 検索と登録。

トレードシークレット

タイソング情報。 : 検索と変更。

知的財産権強制執行部。

- 事前準備関連。 : 権利侵害、登録の妥当性、有効期限分析の検索、発起者の検索、
: トレイドシークレットも含む知的財産の認知および保護の監査、

: 代理店権、そして雇用者 契約者によって作られた知的財産の委託業務権等々の権利の破棄に絡む紛争を避ける忠告。
- 商法に絡む娯楽法関連。 : 個人の権利の保護、代理権 映画製作に絡む場所確保、資金確保許可、音楽権、脚本制作、配給、マネージメント契約。
- 訴訟前対応業務関連。 : 調査、社内スタッフの訓練、市場調査、反模造品、反海賊版
: キャンペーンの実施、防御対策、民事刑事訴訟、警察 税務署関税局による押収、調停示談解決、マスコミ公開処理、政府筋へロビー活動、強制執行。
- 訴訟実行（民事、刑事）、調停、アンテンピラー命令、法廷による強制命令の実行。
裁判と上告関連。 : 権利侵害、法的効力、及び知的財産権に関する資産についての商業論争。
- 国境を越えたマルチ裁判管轄上の折衝および訴訟。
知的財産に関する
ライセンスと契約関連。 : フランチャイジング契約、ライセンス契約、代理店契約技術移転契約、秘密遵守契約、合弁事業契約、雇用契約資産購入契約、知的財産の評価と注意点。
- 著作権関連。 : 権利の保守、申請、記録、外国での申請登録、強制執行



ティリキアンドギビズは『フルサービス』を提供する法律事務所です。

当法律事務所をご利用頂いている会社そしてクライアントのお客様は現在 100 か国以上 5000 社にも上り、当事務所へのそのご依頼内容も極めて多岐にわたっております。これらのお客様の中には政府国家諸機関；銀行その他の金融機関；P&Iクラブ、船舶、乙仲、輸送運輸、クーリエ会社；航空および旅行関係会社；建設およびエンジニアリング会社；環境サービス および設備サプライヤー；電気、電子、通信、コンピューターおよびハイテク 製造メーカー；ソフトウェア開発；情報

テクノロジーサービス；医薬および化学；化粧品メーカー；衣料品製造、ファッションハウスおよび小売り；食品飲料水；玩具、宝石、農機具、ビジネス機器、その他の種類の製造メーカー、販売および卸売会社；保険販売；石油採掘サービス会社；商社貿易会社；広告およびその他のサービス会社；代金回収；宗教団体；新聞通信社；および民間の社交クラブおよび財団がその代表例として上げられます。

当ティリキアンドギビンズ法律事務所はLex Mundiに加盟しております。このLex Mundiとは、国際的に連携し合うべく各国各州から1法律事務所のみが参加しうる条件の下に選ばれた161以上に上る独立した法律事務所が参加し結成されている世界的法律協会です。Multilawとは、60以上の独立した法律事務所が参加結成する国際的な法律協会であり、当事務所はこれにも参加しております。さらにState Capital Law Firm Groupとは、110以上の独立した法律事務所が参加結成している国際的な法律協会であり、これにも地域を代表する無くてはならない存在として参加しております。117の独立系の法律事務所の会員で構成されているTAGLawの会員でもあります。更には中国本土に所在するLehman Lee & Xu社とタイに所在する会計監査法人であるGrant Thornton (Thailand)とは協力関係を結んでおります。これらの諸機関および協会の会員として、その地域に根差しさらには世界に関連する法律業務に関しプロフェッショナルな情報交換を日々恒常的に促進し、クライアント各位の多様なニーズに即応したより肌理の細かい良質なサービスを迅速に提供する能力を日々向上させるべく鋭意研鑽に努めております。国際的業務を営むクライアントに必須不可欠な効率の良い迅速なサービスのため、最先端のコミュニケーションコンピューター設備を駆使し業務を遂行しております。また当事務所では文献検索調査についてはプロフェッショナルなライブラリアンを図書施設および情報資料センターに配し、タイ国内でも最も優れたかつ最新の法律図書館の1つと賞されております。技術およびマーケティングコンサルティング、商業上の債権回収、調査、技術言語翻訳サービスも高度なサービスを提供致します。

さらに当事務所では弁護士およびビジネスコンサルティング専門家を擁しタイ、ベトナム、カンボジア、中国諸国とのビジネスさらには新規に拡大発展する商業ビジネスおよび投資業務に関しこれらの諸国での専門的なアドバイスおよび支援を提供しております。また当事務所には不動産・建設に関する専門家も擁しています。また当法律事務所は環境保護法の法律実務でもリーダーとして指導的役割を果たしており、タイ政府がこの分野で実施する主要な法律改正にもタイ政府と協同して法案改訂策定作業に当たっております。海事海商分野では、当法律事務所は50年にわたってタイ海事業界においてタイ海域を始めとする世界の海洋上の船舶運輸活動に対し優れた海事サービス業務を行ってまいりました。更には当事務所における知的財産分野での実務能力はタイの中でも最も大きいものの一つです。知的財産の登録を行い、権利所

有者を特許侵害である、偽造や海賊版から守ります。事務所のこれらの分野における活動の成功の結果、国際商工会議所の知的分野における権利侵害対抗のための事務局に参加するよう要請されました

最後に締めくくりに当たって、当法律事務所は強大な訴訟部門を有しこれによってタイ国全土の法廷でクライアント皆様の利害を保護し防御に務めていることを申し添えさせていただくとともに『the Martindale-Hubbell Law Digest』という「各国法律ダイジェス辞典」の1995年及び1997年度版の改訂作業に当り、タイおよびベトナムに関する記述改訂作業には当ティリキアンドギビンズ法律事務がその改訂者に指名されたことも申し添えます。



ヴィクター・ジェイクウィーズ（左端、立ち姿）（自由タイ運動付き英国 136 連隊上級将校）及び自由タイ戦略家幹部が第二次大戦におけるタイでの軍事情報活動に付き計画を策定している様子を描写した壁画。さらにティリキアンドギビンズのもう一人のパートナーである R.D. アトキンソン（右端下）の姿も描写。



ベトナムティリキアンドギビンズコンサルタンツ株式会社プロフィール

ベトナムでのビジネス・チャンスが拡大するに従い、それに対応すべく1989年に当ティリキアンドギビンズでは「ティリキアンドギビンズコンサルタンツ株式会社」を設立、これによりベトナムでビジネスに従事しているお客様のために投資や法律に関するコンサルティングサービスを提供してまいりました。

ティリキアンドギビンズコンサルタンツ株式会社は、現在のベトナム法を商業活動分野で適用する点ではまさにパイオニアと申せませす。これは他の法律事務所がベトナムに興味を示めし始めるはるか以前から他に先駆けて足繁くベトナムに足を運んでいた事実によっても如実に示されています。こうした創成期における当法律事務所の忍耐と努力が実を結び、当事務所は多くの障害を乗り越えることに成功、ここに1992年7月にティリキアンドギビンズは、ベトナムで駐在員事務所を開設するライセンスを取得した最初の外資系法律事務所となりました。当事務所はベトナム商業の中心であるホーチミン市に立地。そしてその後まもなくこれに続いて1994年1月にはベトナムの首都であるハノイにさらに駐在員事務所を開設。その後1996年には両事務所と

も「フルブランチ」の法律事務所として設立認可を付与されております。

ティリキアンドギビンズコンサルタンツ株式会社の外国人およびベトナム人弁護士達は、タイ国ティリキアンドギビンズの弁護士やサポートスタッフと緊密に連携を保ちつつ、かつその資源を有効に利用しあいながら、両者間でその専門知識を補完しあって素晴らしい業績を挙げております。

このティリキアンドギビンズコンサルタンツ株式会社では、お客様との関係は活力に満ちた躍動的で活発なかつ長期的な視野に立ったものであるべきだと考えております。そしてそれはお客様各位の個々のビジネス活動やその志向しておられる目標を十分に基本にまで遡って理解した上で初めて可能となると考えております。最善のサービスをクライアントの皆様にご提供させていただくためには、個々の個人的な経験こそが重要な要素であるとの認識に立ち、当事務所ではそうしたベトナムでのビジネス環境に精通しかつそうした個人的な経験を豊富に持つプロフェッショナルなスタッフや弁護士が最善のサービスを提供すべく鋭意努力を続けております。当法律事務所のこうした専門家たちはベトナムで政府機関や準政府機関あるいは民間企業との業務を通してさらに広大な専門知識や経験を日々積み重ねております。

業務内容

銀行および金融業務部門

銀行間の合弁・駐在員事務所開設・融資契約

商取引及び貿易部門

一般的商契約・商品販売・国際貿易（輸出入）・ライセンス・販売契約

法人サービス部門

海外企業による投資：会社設立・投資・登記

契約：ジョイントベンチャー・設立—運営—譲渡・ビジネス協力・外資 100 パーセント企業、EPZ（輸出加工地域）

紛争解決部門

仲裁、調停、交渉

駐在員事務所開設部門

準備、申請、登記

人的資源部門

雇用契約、労働者への補償

知的財産部門

特許/商標調査及び登録、変更登録・異議更新申し立て・偽造品防止・著作権登録

海運部門

紛争解決

医療技術部門

医薬品および医療機器登録

不動産および建築部門

IMFによる競売・ADB・世界銀行融資・人民委員会および

SCC からのライセンス承認取

得交渉・不動産評価・リース

税務部門

個人・ビジネス関係・法人、タックスクリアランス、関税タックスプランニング・税率訴え